

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 4 8 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 2 年 2 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

### 第 1 監査の対象

国民健康保険平戸市民病院・平戸市立生月病院

### 第 2 監査の期間

令和元年 11 月 18 日（月）、19 日（火）、20 日（水）

### 第 3 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

#### (2) 監査の対象とした事項

平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### (1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### (2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
  - ① 公印の管理状況
  - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
  - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
  - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。指導事項等は次のとおりである。

### 【指導事項】

#### (1) 契約事務について [市民病院・生月病院]

契約事務において、平戸市契約規則に定められている予定価格調書や検査調書が作成されていないもの、長期継続契約においては、「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、本契約は解除する。」旨の特約条項を規定する必要があるが、規定されていないものが見られたので、適正な事務処理に努められたい。

#### (2) 郵便切手の取り扱いについて [市民病院・生月病院]

郵便切手類は、出納簿を整備しているものの、記載漏れ等により台帳と残高が一致していない状況にあった。金券であることの重要性を認識し適正な管理に努められたい。

#### (3) 関係例規の整備について [市民病院・生月病院]

平戸市立病院処務規程と平戸市病院事業職員職名規程において、局長に関する規定の整合性が取れていない。また、同処務規程の公印に関する規定において不備が見られたので改正に努められたい。

### 【意見】

#### (1) 固定資産の管理について [市民病院・生月病院]

固定資産については、固定資産台帳を整備し管理されているが、台帳に資産の構造・形状及び寸法、能力などの必要事項が記載されていないものが散見されたので、個々の資産を識別するためにも必要と思われるため、記載に努められたい。

## 第6 むすび

平戸市民病院では、介護医療病床への転換など病院の改革に取り組んでいるが、重要課題である医師をはじめとする医療スタッフの確保は困難な状況にある。その対策の一つとして取り組んでいる平戸市医療技術修学資金の貸与については、平成29年度に1名の実績があり、令和元年度には加えて1名の貸与を決定している。さらなる医療技術者確保のためには、同修学資金制度の周知を市内の3高校に限定することなく、佐世保市、長崎市の高校まで広げることを検討していただきたい。

昨年9月、厚生労働省は、公立・公的医療機関を診療実績等に基づいて分析し、具体的対応の再検証が必要な全国424の医療機関リストを公表した。市民病院、生月病院ともに公表された医療機関に入っており、病院関係者や市民にも動揺が走ったが、地域医療機関の役割を重視していないという意見や公表の方法も含めて全国の地方自治体や関係機関から疑義が噴出した。しかしながら、この公表は、平成27年3月に総務省が示した「新公立病院改革ガイドライン」に基づき平成29年3月に策定された「平戸市立病院新改革プラン」が実施される中で、さらなる医療機関の再編や病床数の適正化への対応方針について見直しが求められたことになる。

一方、平成30年度病院事業の決算をみると、市民病院は18,175千円の黒字であったが、生月病院では5,721千円の赤字であり、令和元年度決算以降においては両院ともに厳しい財政状況が見込まれている。そうした中で、病床機能転換や適正規模、医療体制の再編などは将来持続可能な病院経営を目指すためにも取り組まなければならない課題であり、現在行われている経営診断・分析業務の報告を精査し、新たな平戸市立病院のあり方を検討することが求められていると思われる。

むすびに、近年の自然災害は大型台風や梅雨前線等による集中豪雨が多発しており、全国各地に甚大な被害が発生し、市民生活に重大な支障をきたす状況にある。そうした中、公立病院として被災による負傷者等の受け入れなどが想定されることから、被災時の医療体制のあり方についても検討されることを望みます。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果(指摘等)に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。